



『「令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました』

厚生労働省では、毎年、「個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しています。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

令和5年6月30日に公表された「令和4年度の施行状況」によると、総合労働相談件数は、15年連続で100万件を超えて、高止まりしており、紛争の内容としては、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多となったとのことです。

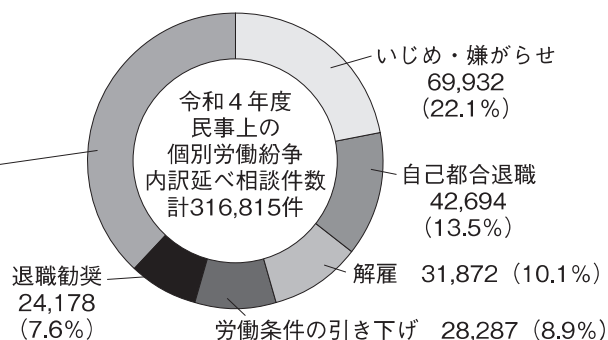
このうち「総合労働相談」は、労働局や労働基準監督署等の総合労働相談コーナーに寄せられた相談を集計したもので、内訳は次のようになっています。

内容		件数	前年度比
総合労働相談		124万8,368件	0.5%増
内 訳 延べ数	法制度の問い合わせ	86万1,096件	2.6%増
	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	18万8,515件	10.8%増
	民事上の個別労働紛争相談	27万2,185件	4.2%減
助言・指導申出		7,987件	5.9%減
あっせん申請		3,492件	7.1%減

また、「総合労働相談」のうち「民事上の個別労働紛争相談」の内訳は次のようになっています。

ほか 計119,852

雇い止め	13,913	(4.4%)
出向・配置転換	10,322	(3.3%)
雇用管理等	8,982	(2.8%)
募集・採用	2,405	(0.8%)
採用内定取り消し	2,007	(0.6%)
その他の労働条件	49,119	(15.5%)
その他	33,104	(10.4%)



日本の労働者数は6千万人から7千万人といわれていますから、労働者50人に1人の割合で、1年に1回、厚生労働省の関係機関に相談している計算になります。

「働き方改革」や「働きがい改革」が求められている中であって、労働者とのトラブルを未然に防止するという視点も必要になっているのではないかと思います。

(出典：厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html)

(今回の担当 医療労務管理アドバイザー 入江裕之 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善 検索